

熊生環第541号
令和4年7月7日

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の一部改正について（通達）

令和4年6月10日、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第212号）が、また、同年7月1日、銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第243号）がそれぞれ公布され、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成20年政令第346号）の一部が改正されたところ、当該改正の内容等については、別添警察庁通達「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の一部改正について（通達）」（令和4年7月1日付け警察庁丁人少第243号）のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

※ 警察庁通達「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の一部改正について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。